

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原 告 134名

被 告 国

証 拠 説 明 書

2019年9月20日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁護士 谷 次 郎

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲 207	第23回発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム議事録(抄)(1頁～2頁、25頁～30頁)	写 平成25年6月3日「6月33日」とあるが誤植	原子力規制委員会	第23回発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チームで、資料4(甲208)が検討され、4頁の1.14についての意見の趣旨として、福島第一で起こっているような汚染水ことを指摘するものであるとの指摘があること。	
甲 208	(21)実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に関する審査基準 に対する御意見への考え方	写 平成25年6月3日	原子力規制庁	「1.14 工場又は事業所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」に対する意見として、要旨「[冷却水処理対策について]対策は緊急時の比較的短期のものから、現在の福島程度に小康状態を保っている中長期のものまで含むべきである。海洋への放射性物質拡散に留意しなければならない事項であり、その対象として上述した冷却水を含むことは明らかである。」との指摘があった事実。	
甲 209	大飯発電所の概要	写 平成30年頃	参加人	大飯発電所の定格出力が、1号機、2号機がそれぞれ117.5万キロワットであり、本件原子炉である3号機、4号機がそれぞれ118万キロワットである事実。	